

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のこぼれ

マイナポイント

政府はマイナンバーカードの普及に向けて、カード取得者が民間のキャッシュレス決済で一定金額を前払いした場合にポイントを付与する取組を来年度に実施予定。

今週のこよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 9(月) 赤口 重陽、救急の日
10(火) 先勝 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(水) 友引 二百二十日、内閣改造・自民党人事
12(木) 先負
13(金) 仏滅 十五夜、世界法の日
14(土) 大安 バレーボール女子W杯、レスリング世界選手権
15(日) 赤口 老人週間、マラソン東京五輪代表選考会

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/ 2(月)	20,620 ▼ 84	106.25 △0.26
3(火)	20,625 △ 5	105.98 △0.27
4(水)	20,649 △ 24	106.23 ▼0.25
5(木)	21,086 △437	106.51 ▼0.28
6(金)	21,200 △114	106.97 ▼0.46

来年1月から変わる個人所得課税

令和2年(2020年)1月から、働き方の多様化を踏まえた個人所得課税の見直しが行われ、すべての納税者に対して適用される「基礎控除」の控除額を上げるとともに、「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額引下げなどが適用されます。

◆見直しのポイント

◎基礎控除の見直し……控除額(現行38万円)を10万円引上げて、48万円になります。ただし、所得金額が2400万円超2500万円以下の方は、所得金額に応じて控除額が逡減します(2450万円以下は32万円、2500万円以下は16万円)。

なお、2500万円超の方は基礎控除が適用できなくなります。

◎給与所得控除の見直し……控除額を一律10万円引下げます。また、給与収入が850万円を超える場合の控除額は195万円が上限となります(現行は給与収入が1千万円を超える場合に220万円が控除上限)。ただし、850万円を超える方が特別障害者に該当する場合や、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる場合などは、給与収入(1千万円超の場合は1千万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得から控除できます。

なお、850万円以下の方は、基礎控除の引上げにより税負担の増加はありません。

◎公的年金等控除の見直し……控除額を一律10万円引下げ、公的年金等収入が1千万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。また、公的年金等以外の所得金額が1千万円超2千万円以下である場合は控除額を10万円引下げ、2千万円超の場合は20万円引下げられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

軽減税率が適用対象となる「新聞」とは

来月から消費税の軽減税率が適用される「新聞の譲渡(販売)」とは、定期購読契約を締結した週2回以上発行される新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するもの)が対象となり、業界紙なども要件を満たすものであれば対象です。

一方、コンビニなどで販売される新聞は、定期購読契約ではないため対象外です。また、インターネットで配信される電子版の新聞は「新聞の譲渡」ではなく「電気通信利用役務の提供」に該当することから対象外となります。そのため、紙と電子版のセット契約の場合は、金額を区分した上で紙は8%、電子版は10%が適用されます。

キャッシュレスポイント還元の加盟店申請は

キャッシュレス・ポイント還元事業の加盟店登録申請は、今月5日時点で約58万件となりました。

加盟店登録は来年4月まで受付が行われ、決済事業者経由で事務局に申請します。なお、今月6日までに決済事業者が申請手続きを完了した加盟店は10月1日からポイント還元を開始できます。

登録審査が完了した加盟店は、店頭に掲示するポスターやステッカー、地図上に加盟店を表示するウェブ機能やアプリ(今月下旬に公表)などにより消費者が確認できます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年分から適用される個人所得課税の概要

◆基礎控除の見直し

基礎控除について、次の見直しを行います。

- ①控除額を一律10万円引き上げる。
- ②合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はできないこととする。

合計所得金	控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

◆給与所得控除の見直し

給与所得控除について、次の見直しを行います。

- ①控除額を一律10万円引き下げる。
- ②給与等の収入金額が850万円を超える場合の給与所得控除額は、195万円を上限額とする。
※その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。

給与等の収入金額	控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

◆公的年金等控除の見直し

公的年金等控除について、次の見直しを行います。

- ①控除額を一律10万円引き下げる。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5,000円の上限を設ける。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記及びの見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記及びの見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

◆扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

上記の改正に伴い、各種所得控除における扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しを行います。

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(現行:38万円以下)に引き上げる。
- ②源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下(現行:85万円以下)に引き上げる。
- ③配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行:38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる。
- ④勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(現行:65万円以下)に引き上げる。
- ⑤家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円(現行:65万円)に引き下げる。